

# 家電公取協のご案内



表示を正しく  
家電公取協

公益社団法人  
全国家庭電気製品公正取引協議会

# 家電公取協とは

全国家庭電気製品公正取引協議会は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた家庭電気製品の取引に関する3つの公正競争規約を円滑かつ効果的に運用することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家庭電気製品の取引の公正化を図ることを目的として設置された公益社団法人です。

## 3つの公正競争規約

- 「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」(昭和53年6月認定)
- 「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」(昭和59年6月認定)
- 「家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約」(昭和54年1月認定)

沿革 昭和54年7月 家庭電気製品公正取引協議会  
昭和59年7月 全国家庭電気製品公正取引協議会  
平成3年11月 社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会  
平成24年5月 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

## シンボルマーク「ただしちゃん」について



表示を正しく  
家電公取協

### シンボルマーク「ただしちゃん」に込めた思い

#### 3つのハート、3つの約束でお客様を笑顔に。

消費者に笑顔をお届けするための「3つの約束」とそれに込めたメーカー、販売店、行政それぞれの思いを3つのハートに表し、シンボルマークに込めました。マークの中央は、消費者の笑顔とコンセントを表し、そのすぐそばにある電源プラグは、消費者と家電業界と行政の3者をつなぐ絆を表しています。

シンボルカラーは、濃いブルー。「冷静」な判断力、「誠実」な取り組み、「未来」への希望を表しています。

マークの愛称は「ただしちゃん」です。消費者の皆様から募集した名前の中から決定したもので、「ただしい表示」を「ちゃんと行う」という意味を込めています。

### 3つの約束

#### 3者の協力

「メーカー」、「販売店」、「行政」が三位一体となり、消費者が安心して商品を選べる環境と公正な競争環境をつくります。

#### 3つの規約の遵守

「製造業表示規約」、「小売業表示規約」、「製品業景品規約」の運用を通じて、消費者が安心して商品を選べる環境と公正な競争環境をつくります。

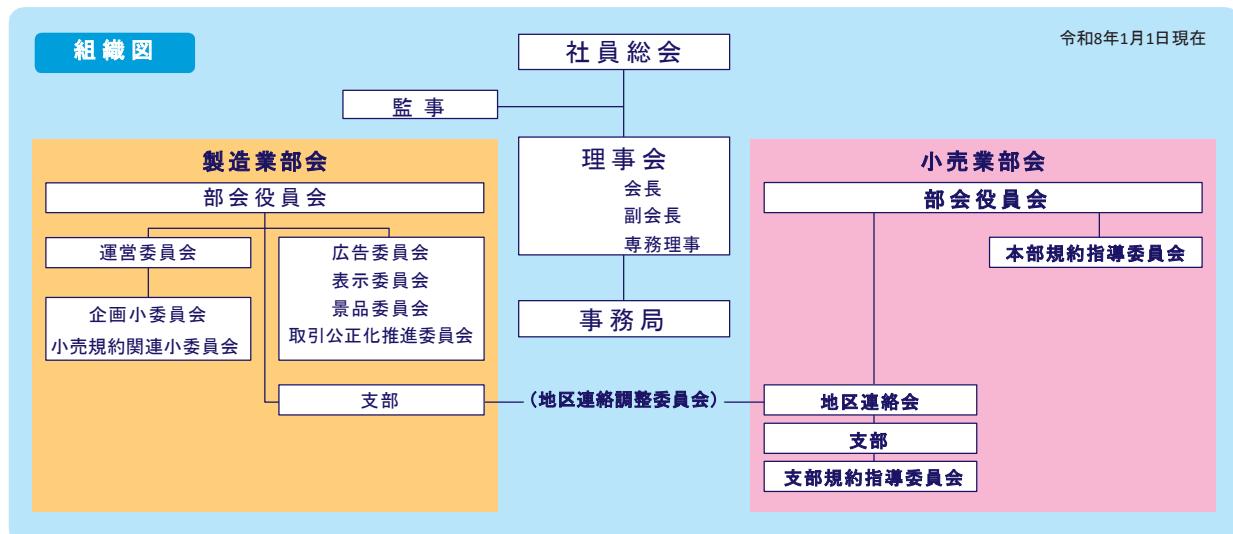
#### 3つの目的の実現

「公正」な取引環境、国民生活の「安定」、家電業界の健全な「発展」の実現に取り組みます。

## 家電公取協の構成は

家電公取協は、製造事業者と関係団体による製造業部会と、全国の電機(器)商業(工)組合と個別加入の小売事業者による小売業部会から構成されています。

製造業部会は製造業表示規約と製品業景品規約の運用を、小売業部会は小売業表示規約と製品業景品規約の運用を主な事業としています。家電公取協はこれら両部会が各規約をそれぞれ運用しながら、相互にその事業活動を尊重し、緊密な連携をもって運営されています。



製造業部会 会員	小売業部会 会員
<b>【正会員】</b>	<b>【全国電機商業組合連合会】</b>
アイリスオーヤマ(株)	株ディーアンドエムホールディングス
アクア(株)	TVS REGZA(株)
カシオ計算機(株)	東芝ライフスタイル(株)
キヤノン(株)	(株)ドリームファクトリー
(株)グループセブ ジャパン	ネスレネスプレッソ(株)
小泉成器(株)	ハイアールジャパンセールス(株)
(株)コロナ	ハイセンスジャパン(株)
(株)JVCケンウッド	(株)バッファロー
シャープ(株)	パナソニックホールディングス(株)
(株)ゼネラル	P&Gジャパン(同)
(株)千石	日立グローバルライフソリューションズ(株)
象印マホービン(株)	(株)フィリップス・ジャパン
ソニー(株)	ブラザー工業(株)
タイガー魔法瓶(株)	ポッシュホームコンフォートジャパン(株)
ダイキン工業(株)	マクセルイズミ(株)
大東電機工業(株)	三菱重工冷熱(株)
Dynabook(株)	三菱電機(株)
ティック(株)	
<b>【特別会員】</b>	<b>【個別加入法人】</b>
(一社)電子情報技術産業協会	(株)エディオン
(一社)電池工業会	株ケーズホールディングス
(一社)日本ガス石油機器工業会	上新電機(株)
(一社)日本明る工業会	株ノジマ
(一社)日本電機工業会	
(一社)日本冷凍空調工業会	
(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会	
全国家電流通協議会	(株)ビックカメラ
	(株)ペイシア電器
	(株)ヨドバシカメラ

# 公正競争規約とは

公正競争規約は、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)の規定に基づき、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、広告表示の基準や景品類の提供限度等について、自主的に設定する業界のルールです。

広範な業界を対象とする景品表示法の規定が一般的・抽象的であるのに対して、業界ごとに設定される公正競争規約では、業界の商品特性や取引の実態に即して、的確に、より具体的に、きめ細かい規定が設けられています。

事業者が、この公正競争規約を遵守することにより、一般消費者が適正な商品選択を行うことができるようになるほか、業界の公正な競争の確保にもつながります。

## 公正競争規約の対象となる家電品

種類	内容
① 映像、音響機器	放送受信、録音録画、再生等のための機器
② 情報通信機器	文字、画像、音声等の情報の処理及び通信のための機器
③ 冷凍、冷蔵機器	食品を低温で保存するための機器
④ 調理機器	食品の調理のための機器
⑤ 家事関連機器	家事の利便性のための機器
⑥ 理美容、健康機器	理美容、身体の健康、清潔の維持及び促進のための機器
⑦ 空調機器	冷暖房、除湿、加湿、換気等住空間の快適化のための機器
⑧ 暖房機器	(製造業表示規約) 熱源に電気、灯油を使用する暖房、採暖のための機器 (小売業表示規約、景品規約) 熱源に電気、灯油、ガスを使用する暖房、採暖のための機器
⑨ 電球、照明機器	専門的な工事を必要としない照明器具及び管球
⑩ 電池	家庭用機器に使用する電池

# 家電業界には3つの公正競争規約があります

## 製造業表示規約（昭和53年6月1日認定、平成30年6月25日変更）

### 規約の内容

一般消費者の方々が安心して家電品を選択し、購入した後も正しく使っていただくためには、適切な情報が必要です。「製造業表示規約」は、事実と相違する表示や事實を誇張した表示、不明瞭な表示や合理的な根拠のない表示を不当表示として禁止しています。

また、仕様・性能・特徴などについて必ず表示しなければならない事項を取り決め、これらを広告やカタログ、取扱説明書、保証書、本体などに表示する方法を定めています。この他、特定用語の使用基準や特定事項の表示及びメーカー希望小売価格等の表示についても規定しています。

### 規約の構成

- ① 不当表示の禁止
- ② 必要表示事項
  - (1) カタログの表示
  - (2) 取扱説明書の表示
  - (3) 保証書の表示
  - (4) 家電品本体の表示
- ③ 特定表示基準
  - (1) 特定用語の使用基準(優位性等)
  - (2) 取扱説明書の表示(比較表示等)
- ④ メーカー希望小売価格等の表示

## 製品業景品規約（昭和54年1月12日認定、平成30年7月18日変更）

### 規約の内容

過大な景品付販売は、一般消費者の正しい商品選択を歪め、商品本来の機能・性能・価格等についての公正な競争が有効に働かなくなるおそれがあります。これを防止する目的から、家電業界の実態に基づいた「製品業景品規約」を策定し、過大な景品類の提供に対し規制を行っています。

この規約は、家電公取協の会員である製造事業者と小売事業者のいずれもが対象となる規約であり、業界の正常な商習慣を構築することを目的としています。

### 規約の構成

- ① 一般消費者に対する景品類の提供の制限
  - (1) 懸賞商品の制限
  - (2) ベタ付(総付)景品の制限
  - (3) 共同懸賞の制限
- ② 事業者に対する景品類の提供の制限
- ③ 景品類の提供に係る不当表示の禁止

## 小売業表示規約（昭和59年6月1日認定、令和元年11月1日変更）

### 規約の内容

「小売業表示規約」は、家電製品を販売する小売事業者がチラシや店頭で行う表示に関する事項を規定し、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに不当な顧客の誘引を防止し、事業者間の公正な競争秩序を確保することを目的としています。

具体的には、チラシ等において必ず表示しなければならない事項として、品名及び型名、製造事業者名(又は商標名)、自店販売価格を掲載する商品ごとに表示することとしているほか、チラシ等で保証や修理、配送等を訴求する場合の必要表示事項についても規定されています。

また、虚偽または誇大な表示、消費者に誤認を与える表示等の不当表示やおとり広告を禁止しているほか、二重価格表示を行う場合の制限や特定の用語を使用する場合の使用基準も設けています。

### 規約の構成

- ① チラシ等の必要表示事項
  - (1) 品名及び型名
  - (2) 製造事業者名又は商標名
  - (3) 自店販売価格
  - (4) 付帯据付工事料金の表示  
エアコン標準工事費等
- ② チラシ等において保証、修理、割賦販売条件等を訴求する場合の必要表示事項
- ③ 特定用語の使用基準
- ④ 二重価格表示の制限
- ⑤ 不当表示の禁止
- ⑥ おとり広告の禁止

# 事業ご紹介

## 1. 消費者関連事業

### ◎消費者懇談会

平成4年より開催している消費者懇談会は、家電公取協と各地の消費者団体が、その時々において家電業界が直面する表示と景品に関する課題や、関心の高いテーマに対して、消費者団体の立場から貴重なご意見・ご提案をいただいているものです。

それらのご意見・ご提案には、公正競争規約の運用上、業界全体として取り組むべき課題も多く含まれていることから、家電公取協や各会員企業の活動の参考としてきました。

家電業界の変化には著しく早いものがありますが、常に「消費者の信頼」が伴わなければ健全な発展は望めません。当協議会では、消費者団体のご意見・ご提案を受け、常に消費者の視点に立った活動を行うこととしており、消費者懇談会は消費者の家電業界に対する一層の信頼向上を図るためのチャンスとして定着しています。



### ◎消費者モニター制度

定期的に開催する消費者懇談会に加え、より消費者の視点に立った家電公取協の事業活動を推進するため、平成8年より消費者モニター制度を導入しています。モニターは200人規模で、年数回のアンケートにより、モニターの方々のご意見を把握するほか、数名のモニターによる「テーマ別モニター研究会」を開催し、特定のテーマに関してより掘り下げた調査を行っています。いずれも毎回、調査結果報告書を作成し、家電公取協の事業活動の参考に供しています。また、消費者モニターアンケートの結果につきましては、当協議会のホームページに掲載しています。

## 2. 会員向けセミナー

公正競争規約に関する会員向けのセミナーを開催し、規約遵守に向けた啓発活動を行っています。また、公正競争規約の変更時には、各地区で集中的にセミナーを開催し、新しい規約の周知普及に努めることにしています。

このほか、公正競争規約と関わりの深い景品表示法や独占禁止法とそれらに関する各種ガイドラインなど会員企業のコンプライアンスに資する内容のセミナーや勉強会も、外部講師を招いて開催しています。



# 事業ご紹介

## 3. 規約の普及啓発活動

### ◎正しい表示 店頭キャンペーン

「正しい表示 店頭キャンペーン」は、小売業表示規約の目的である「消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保」するため、小売業部会支部が都道府県の協力を得て、また、消費者団体の参加の下、当該地区における家電小売事業者が配布するチラシ及び店頭での表示状況を把握し、小売業表示規約の普及・啓発と違反の未然防止を図ることを目的としています。

基本的な流れは、1.事前の店舗調査・調査項目の設定とチラシの入手 2.店舗訪問当日における店頭表示の追跡チェック 3.報告会議における結果報告、というもので、小売業部会で定められた実施要領に基づき実施します。



### ◎本部チラシ調査

小売業表示規約におけるチラシ等の必要表示事項の遵守状況を把握するため、会員である小売事業者が配布するチラシ等を対象に、小売業部会本部にて年2回のチラシ調査を行っています。

調査項目は小売業表示規約第3条(型名、メーカー名、自店販売価格等の表示)、同第4条(保証や修理、配送に関する事項の表示)、同第5条(値引率の幅表示における最大割引率等の適用商品の表示)等で、対象品目はテレビ、冷蔵庫、エアコン等の9品目です。

また、小売業部会各支部においても、本部チラシ調査に準じた調査を行っています。

### ◎景品規約普及強化月間

景品規約の周知・普及と規約違反の未然防止を図ることを目的に、景品委員会と製造業部会の各支部が連携して「景品規約普及強化月間」を設け、実施しています。

各支部は毎年、年末商戦期の合同展示即売会で配付されるDMを収集・分析するほか、各地の販促担当者を対象とした景品規約研修会を定期的に開催しています。

景品委員会では、各支部が収集したDMの中から、規約理解の参考になる事例を抽出し、その解説を行った事例集の作成や研修会への講師派遣などを行い、景品規約の周知・普及に努めています。

## 4. 行政との連携

景品表示法に基づく公正競争規約は、公正取引委員会と消費者庁長官による認定を受けて、業界において自主的に設定される景品提供と表示のルールです。家電公取協が運用する3つの公正競争規約を変更する場合も、両者による認定を受けることになります。

消費者庁とは、3つの公正競争規約を運用する上での参考とするため、景品表示法上の考え方の照会等を行っています。

公正取引委員会とは、公正な競争環境の確立に向け、独占禁止法等の関係法令について講師を招いてのセミナーの開催等を行っています。

経済産業省とは、公正競争規約に関連のある家電業界の様々なテーマについて意見交換等を行っています。

各支部においては、「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施等に当たり、都道府県の景品表示法担当窓口との連携・協力を密にしています。

# 入会のご案内

家電公取協は、公正取引委員会及び消費者庁長官から認定されたルール（公正競争規約）に基づき、適正な表示・景品提供を推進しています。

当協議会が策定したシンボルマークは、正しい表示・景品提供を推進する会員企業の皆様だけが、そのカタログ・チラシ・ホームページなどにおいて掲載を許されている“信頼の証”です。1社でも多くの企業の皆様と共に活動し、消費者利益に資する、よりよい家電業界を構築していきましょう。入会をお待ちしております。

## 「会員」のメリット

### ① 公正競争規約の法的効果

家電公取協が運用している公正競争規約は、独占禁止法の適用が除外され、規約に基づく行為については原則として独占禁止法の違反処理手続きは適用されません。また、規約に参加している会員企業は、その規約を遵守していれば、景品表示法違反に問われることもなく、安心して事業活動ができます。

### ② 各種委員会活動への参画

会員は、各種委員会活動および傘下のワーキンググループ等へ参画することができます。委員会活動への参画により、「表示」「景品」に関する新たなルールづくり等に自社の意見を反映させることができます。

### ③ 「表示」「景品」に関する最新情報等へのアクセス

- (1) 消費者庁・公正取引委員会等、行政当局から各種官庁情報について、入手することができます。
- (2) 家電公取協主催のセミナー・見学会等へ参加することによって、最新の関連法規や行政の動向、新製品の技術動向など、幅広い情報を入手することができます。

### ④ 刊行物における会員価格の適用

家電公取協が運用する製造業表示規約・小売業表示規約・景品規約の各解説書を会員価格で購入できます。

### ⑤ その他

行政当局・消費者団体との懇談会、各種会員懇談会に参加できます。

## 入会金および会費について

家電公取協に入会する場合、入会金が必要です。また、会員になると、年会費が必要となります。

- 入会金：**<正会員> 10万円**    **<特別会員> 免除**
- 年会費：別途定める基準により算定。

## 入会するには

入会申込書(所定書式)をご提出いただいた後に、理事会の決議事項として上程し、承認を得ることが必要となります。

入会基準は次のとおりです。

- ・法令及び本協議会が運用する公正競争規約の遵守。
  - ・定款の規定等に違反しない、公正競争規約に関する調査に協力する、協議会の名誉を傷つける行為を行わない等
- ※景品表示法の規定に基づき、規約への参加・脱退は不当に制限されません。

## お問い合わせ

家電公取協へのご入会をご検討いただける場合は、下記宛てにご連絡ください。上記の当協議会所定用紙を添付し、関係資料をお送りいたします。

**公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会**  
〒105-0003

東京都西新橋2丁目8番11号 7東洋海事ビル10階  
電話:03-3591-6023 / FAX:03-3591-6032  
URL:[https://www.eftc.or.jp](http://www.eftc.or.jp)  
FB :<https://www.facebook.com/eftcJP/>

